

## 条 例

食品衛生に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県条例第五十八号

食品衛生に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生に関する条例（昭和二十五年埼玉県条例第三十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第五号中「。以下同じ」を削り、同号イ中「いう」の下に「。ただし、容器包装詰加圧加熱殺菌食品並びにこれ以外の缶詰食品及び瓶詰食品（チにおいて「容器包装詰加圧加熱殺菌食品等」という。）を除く」を加え、同号ロ中「魚介類加工品」の下に「（容器包装に入れられた食品であつて、冷凍し、冷蔵し、又は温蔵して販売する必要があるもの（以下この号において「容器包装入り常温保存食品」という。）を除く。）」を加え、同号ハ中「食肉製品」の下に「（容器包装入り常温保存食品を除く。）」を加え、同号ニ中「加工品」の下に「（容器包装入り常温保存食品を除く。）」を加え、同号ホ中「菓子」の下に「（容器包装入り常温保存食品を除く。）」を加え、同号ヘ中「パン」の下に「（容器包装入り常温保存食品を除く。）」を加え、同号トを削り、同号チ中「乾めん」を「容器包装入り常温保存食品」に改め、同号チを同号トとし、同号リ中「弁当類」の下に「（容器包装詰加圧加熱殺菌食品等を除く。）」を加え、同号リを同号チとする。

第三条第一項各号を次のように改める。

- 一 魚介類行商（魚介類及び第二条第一項第五号ロに掲げる食品の行商をいう。）
- 二 食料品行商（第二条第一項第五号イ、ハ及びホからチまでに掲げる食品の行商をいう。）
- 三 豆腐行商（第二条第一項第五号ニに掲げる食品の行商をいう。）

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に改正前の食品衛生に関する条例（以下この項において「改正前の条例」という。）第三条第一項各号に掲げる行商のいずれかについて許可を受けている者は、当該許可を受けて行う行商が改正後の食品衛生に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第三条第一項各号の規定による許可を必要とするものである場合においては、改正前の条例第三条第一項

各号の規定による当該許可の有効期間が満了するまでの間、改正前の条例第三条第一項第一号に掲げる行商について許可を受けている者にあつては改正後の条例第三条第一項第一号の行商について、改正前の条例第三条第一項第二号に掲げる行商について許可を受けている者にあつては改正後の条例第三条第一項第二号の行商について、改正前の条例第三条第一項第三号に掲げる行商について許可を受けている者にあつては改正後の条例第三条第一項第三号の行商について、それぞれ許可を受けた者とみなす。

3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。